

名古屋市富田工場設備更新事業に係る公聴会議事録

1 対象事業の名称及び種類

名古屋市富田工場設備更新事業
廃棄物処理施設の建設

2 公聴会の開催の日時及び場所

(1) 日時

平成27年3月14日（土）
午後1時30分から午後2時15分まで

(2) 場所

J A なごや 富田支店
中川区春田五丁目55番地

3 出席した陳述人の氏名（敬称略）

中川 武夫

4 条例第21条第5項の規定による出席者の職名及び氏名

名古屋市環境局施設部

主幹（富田工場設備更新） 山際 勝治

工場課 主査（富田工場設備更新） 森本 章夫

工場課計画係 技師 三宅 淑仁

5 議長

環境局地域環境対策部長 渡部 智恵

6 事務局

環境局地域環境対策部主幹（環境影響評価・化学物質） 小出 恭司

環境局地域環境対策部地域環境対策課環境影響評価係長 竹本 和弘

7 傍聴人の数

12名

8 公聴会の議事

議長（渡部部長）

皆様大変長らくお待たせをいたしました。定刻となりましたので、ただいまから名古屋市富田工場設備更新事業に係る公聴会を開催いたします。

この公聴会は、名古屋市環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続きの一環として行うものです。

私は、本日の公聴会の議長を務めさせていただきます名古屋市環境局地域環境対策部長の渡部でございます。よろしくお願いいたします。

また、事務局として地域環境対策部 環境影響評価及び化学物質担当主幹の小出、そして地域環境対策課 環境影響評価係長の竹本が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、本日の公聴会の運営方法の説明と、本日出席の陳述人の方、事業者の方のご紹介を小出から行います。

以降、議事の進行につきましては、座ったまま行わせていただきますので、ご了承をお願いします。

事務局（小出主幹）

それでは、本日の公聴会の運営につきましてご説明いたします。

まず、傍聴人の方へお願いを申し上げます。

この公聴会は、名古屋市富田工場設備更新事業に係る見解書に対して、あらかじめ申し出のあった陳述人の方のご意見を伺うものでございますので、傍聴人の方が意見を述べたり、質問したりすることはできません。

公聴会開催中には静粛にいただき、携帯電話等は電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

その他の注意事項につきましては、議事次第の「傍聴人の方へのお願い」に記載しておりますので、よろしくお願いいたします。

また、公聴会の記録を作成するため、録音、または写真撮影を行いますので、ご了承くださいと思います。

なお、災害時の避難経路につきましては会場の後方の階段、皆さんお越しいただいた階段になりますが、そこを降りていただきます。係員の指示に従っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

その他、公聴会の運営に支障がございませんようご協力をお願いいたします。

次に、陳述の方法について申し上げます。

初めに陳述人の方から意見の陳述をしていただきます。陳述時間は1人10分以内と定めております。10分以内で陳述をお願いいたします。

次に、事業者はこの陳述に対して見解を述べることができますが、見解を述べられる場合には、ここで若干の休憩時間を取らせていただき、休憩後20分以内で見解を述べていただきます。

続いて、この事業者の見解に対して、陳述人の方から補足意見陳述のご希望があれば、若干の休憩時間を取らせていただき、休憩の後、補足意見を述べていただきます。補足意見の陳述時間は1人5分以内と定めておりますので、5分以内で陳述をお願いいたします。いずれの場合にも、所定の残り時間が1分になりましたら、ベルを1回鳴らします。また所定の時間が経過しましたらベルを2回鳴らします。このようにお知らせいたしますのでご協力をお願いいたします。

以上の手順で本日の公聴会を運営させていただきますので、よろしくご協力をお願いいたします。

引き続きまして、陳述人の紹介をさせていただきます。

陳述人の中川武夫様でございます。

続きまして、事業者の紹介をさせていただきます。

名古屋市環境局施設部富田工場設備更新担当 山際勝治主幹です。

工場課 富田工場設備更新担当 森本章夫主査です。

工場課計画係 三宅淑仁技師です。

以上で、本日の運営方法の説明と、陳述人並びに事業者のご紹介を終わります。

議長（渡部部長）

それではただいまから陳述をお願いします。

中川武夫様、陳述をお願いいたします。

陳述人（中川武夫様）

それでは陳述をさせていただきます。

私は、この富田工場の設備更新事業そのものの是非を論ずるつもりはございませんし、反対するとか、そういうことではございません。ただ、本事業は、名古屋市が行う事業であり、そういう意味でも環境影響評価として、本当にあるべき姿に近いものにしていただきたいという、民間事業者の手本となるような環境影響評価をやっていただきたいという思いから、幾つかの点を指摘したいというふうに思っております。

まず第一に、本施設の近隣に環状2号線というのが今、工事をされようとしております。環状2号線も、そもそも名古屋市のアセス条例ではなく、要綱の時代にアセスを適用した事業であります。現条例になるときに、一応アセスとしては終了ということになっております。事業は終わっておりませんが、手続きとしては終了という、わけの分からない、まあ一般では理解できないような、そういう取り扱いになっているということから、本来、近隣で行う事業については、手続きの併合ということで、両方のアセスを併せて行

うというようなことが求められているわけですが、本事業に関しては環2のアセスが終了しているということで、併合は行わないということで、環2の問題については基本的には考慮しないということになっている、仕切りにしているようです。でも現実には、そこに環状2号線が建設されようとしているし、そこで工事がされようとしている。この現実をしっかりと受け止めたアセスにする必要があるというふうに思います。

そういう視点から、一、二、指摘をしたいと思います。

大気汚染、騒音、振動、安全性、そういうものに関連する交通量でございますが、環状2号線はかなり以前に行いまして、工事中の予測とか、そういうものが十分にされておりません。当時の手続きではそういうことになっておりました。また、環状2号線の事業の必要性を強調するあまり、過大な交通量を予測されているということですね。そういう点を踏まえて、現実的な交通量をきちんと予測した上で、環境影響評価の予測を行うべきであらうというふうに考えます。そういう意味では、富田工場の完成の平成32年ごろと、環状2号線が供用される平成42年ごろですかね。そういう2段階の時期を踏まえた交通予測をきちんとし直すべきであるというふうに考えております。そういう点を指摘しておりますが、十分にそこに踏み込んでいないということは問題点の1つとしてあると思います。

それからもう1つですが、これは大気汚染の拡散に関連する問題として、高い建物がたくさんあると、大気汚染の拡散が悪くなるということですね。拡散に使われる「べき指数」というものがあるんですけども、その「べき指数」をあまり周辺に影響をする建物が無い「べき指数」を使って予測しているということになっておりますが、ここに6階建てに相当するような巨大な環状2号線が建設されるわけですね。そこに防音壁も立てられる。防音壁の高さについても、何mになるかということについて、きちんと把握して予測すべきである。そういう意味では「べき指数」は3分の1を適用すべきだというふうに考えております。

この環状2号線の高架部分に造られる防音壁の高さにつきましても、環状2号線の事業そのものについても非常に問題があるというふうに私は考えておりますけれども、正式に何mの防音壁をするかという詳細なデータがなかなか公表されておられません。環状2号線の説明会で壁に張り出された資料を見ると、4mのところと、3mのところがあるようだという事ですね。そのことを確認して、私たちは少なくとも3m、場合によっては4mの防音壁がつけられるのではないかというふうに考えておりますが、この件に関して、当事業では十分な確認をしているとは、どうもそこははっきりしないということですね。そこを明確に確認して、準備評価書にきちんと書き込むべきであるというふうに思います。それがないと、まあ見解書では、「可能な限り入手できる公表資料」とありますけれども、入手できるというのはどういう意味かということですね。壁に張られたものは入手できるのか、できないのか。どこまで入手の努力をするのか。私たちのように環状2号線の事業者を確認するということまでやるのか、やらないのか。その辺が曖昧ですね。そうすると、どういうデータがそこに出てくるのかというのが曖昧だというのがございます。した

がって、環状2号線との関連について、きちんとそういう点でも整理して、いくらアセスとしては終わっているということで、それで片付けしないで、きちんと確認をして、必要な予測を行って、本来は併合したアセス、予測を行うべきであるというふうに考えております。

それから大きな第2点は、環状2号線の工事の中で、環状2号線沿線で土壤汚染が幾つか確認されております。この件に関しても幾つかの名古屋市に報告された資料は、どうも参考にされているようすけれども、名古屋市に報告されていない資料も幾つかあるというふうに思われます。そういう資料について、どこまでしつこく入手して、きちんとこのアセスに反映させるかという姿勢が、まあ反映させるとは言っておりますが、どこまで入手するのかということがどうも曖昧になっているということですね。だからその点を指摘せざるを得ないというふうに思います。この土壤汚染については届け出の義務が幾つかの問題があって、全てが名古屋市に届け出られるわけではないということから、その辺が曖昧になっているということになる。したがって、その点もきちんとデータを入手して、「公表された入手できるデータ」というような曖昧な表現ではなくて、しっかりと事業をするに当たって必要なデータを全部入手するんだという立場で行っていただきたいというふうに思います。

それからその次の課題として、工事車両についてですが、いわゆる環境保全のために排出適合車を、公害の適合車を使用するというのをきちんと明記すべきだという意見を申しました。それに対して見解書では、車種規制非適合車の使用抑制について、仕様書に明記するなど、さらなる環境保全措置を講ずるという一歩前向きな見解を示されましたけれども、この点をしっかりと評価書に書き込んでいただきたい。評価書にそういうものを使用するというのでやるんだということを書き込んでいただきたい。その点が記述にはない。書き込むのか、書き込まないのか。見解書だけで終わるのか。終わらせないで、しっかりと書き込んでいただきたいというふうに思います。

それから騒音や大気汚染を予測する上での自動車の走行速度ですね。走行速度についてはいろんな議論がございますが、基本的には規制速度で予測するというのを事業者は行っております。規制速度というのは、40km/hだったら40km/hの規制ということになります。実際に走っている速度とは異なります。そういう意味では現実には合った、事実には即した、そういう予測をすべきである。これについて従来から法律違反を前提にした予測はできないというような、分かったような分からないような回答が繰り返されてきておりますが、国土交通省も現実には合った速度を使って予測してもよいということを言っております。そういうふうな見解をしておりますので、正確に言うと、沿道環境の保全の観点から、適切な対応を用いることができるというふうになっておりますので、そういう視点から、きちんと車速を現実には合った予測にするように改めて求めたいというふうに思います。

それ以外に、もう終わりますが、幾つか意見書で指摘した点が修正されておりますけれども、幾つか曖昧な点がございましたので、その点も含めてきちんと評価書に書き入れると

いうことをやっていただきたいと思います。以上でございます。

議長（渡部部長）

中川様、どうもありがとうございました。陳述人の方からご意見をいただきました。事業者の方、ただいま陳述されました意見に対しまして、見解を述べることができますがいかがされますか。

事業者（名古屋市環境局施設部富田工場設備更新担当 山際勝治主幹）

ただいまのご意見に対しまして見解を述べさせていただきたいと思います。

議長（渡部部長）

ただいま事業者の方から見解を述べたい旨の申し出がございましたので、見解をまとめていただくためにも、ここで10分程度の休憩を取らせていただきます。次の再開を午後2時、後ろの時計で午後2時とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（休 憩 午後 1時46分）

（再 開 午後 2時00分）

議長（渡部部長）

皆様お待たせいたしました。それではこれから公聴会を再開いたします。

これから事業者の方に見解を述べていただきますが、冒頭でもお願いをいたしましたとおり、20分以内にまとめて見解を述べていただきたいと思います。

事業者の方は見解の陳述をお願いいたします。

事業者（名古屋市環境局施設部富田工場設備更新担当 山際勝治主幹）

本日はお忙しいところ、名古屋市富田工場設備更新事業につきまして、貴重なご意見をいただき、まことにありがとうございます。

本市では現在、猪子石工場、南陽工場、五条川工場、鳴海工場の4工場でごみの焼却を行っておりますが、このうち港区にございます南陽工場は老朽化のため、平成32年度に休止する計画です。南陽工場は、本市の他工場の約3倍の設備規模を有しておりますので、市民の皆様にはごみの減量を進めていただいているところではございますけれども、処理能力不足が生じてしまうということから、南陽工場の休止に併せて北名古屋工場と富田工場を同時に立ち上げる計画をしております。

本事業は、平成21年3月以降、休止しております富田工場につきまして、建屋はそのまま活用しながら、焼却設備を新しいものに更新いたします。更新工事に当たりましては、可能な限り建屋内で作業を行うなど、工事中の周辺環境への影響を極力抑えるよう計画し

ております。

また、更新後の設備につきましては、法令で定める基準よりも厳しい自主管理値を設定し、周辺の環境に及ぼす影響を低減するよう努めてまいります。

それではただいまいただきましたご意見につきまして、見解を述べさせていただきたいと思っております。

まず、名古屋環状2号線に係る環境影響評価との手続きの併合についてご意見をいただきました。見解書の繰り返しになってしまいますが、名古屋環状2号線に係る環境影響評価の手続きは終了していることから、手続きの併合は行いませんでした。

次に、名古屋環状2号線に係る工事中交通量についてでございます。

本事業の環境影響評価には見込んでおりませんが、工事が重複する期間にあっては関係機関と連絡調整を密に行い、環境影響の低減に努めてまいりたいと考えております。

次に、供用時の予測についてでございますが、予測に当たりましては、双方の供用時を想定して、入手可能な平成42年度の将来交通量などを用いて背景交通量を設定し、予測評価を行っております。

次に、べき指数の設定についてのご指摘をいただきました。本件では、土地利用状況については、関係地域内全体の、より広域的な状況により判断をしております。

次に、予測条件としての遮音壁の高さについてでございますが、予測を実施した平成25年度に入手した道路断面図を基に、供用時の予測においては過少な予測とならないよう専用部は高欄の高さ1mとしております。

次に、評価書に記載する土壌汚染状況についてでございますが、評価書の作成に当たりましては、本事業予定地周辺における汚染状況について、愛知国道事務所ホームページの資料を含め、把握できる範囲で取りまとめる予定です。

次に、いわゆる自動車NOx・PM法に基づく車種規制非適合車の使用抑制についてでございますが、評価書の作成に当たりましては、車種規制非適合車の使用抑制について、仕様書に明記することを追加記載いたします。

次に、大気質と騒音の予測に当たっての車両の走行速度について、基本設定を使い、但し書きの設定を書かなかった理由を明記すべきとのご意見でございますが、「沿道環境の保全の観点から」という但し書きの部分は、道路事業において環境保全措置の検討などに参考とする値として認識しておりますので、本件予測では基本である値を設定いたしました。

最後のご意見として、評価書に記述する旨が記載されていないとのことでしたが、車種規制非適合車使用抑制の件でも述べましたが、見解書に記述した事項につきましては、評価書に記載してまいります。

以上、ご意見についての事業者の見解を述べさせていただきました。

本日いただきました貴重なご意見につきましては、今後の事業を進める上で、参考とさせていただきたいと存じます。本事業につきましては、ご理解を賜りますよう、よろしく

お願い申し上げます。どうもありがとうございました。

議長（渡部部長）

ありがとうございました。運営方法のご説明の際にも申しあげましたように、陳述人の方で、ただいまの事業者の見解に対しましてご意見がございましたら、補足意見を述べていただくことができます。意見を述べられますか。

陳述人（中川武夫様）

述べます。

議長（渡部部長）

ではこのまま続行させていただきます。どうぞ。

陳述人（中川武夫様）

それでは補足をさせていただきます。

時間の関係でちょっと飛ばしてしまったところを1点だけ、まず補足をさせていただきます。建設機械のパワーレベルの設定ですが、予測条件として音響学会の式を用いて行ったということでございますが、これはいわゆる周波数分析が十分できていない場合の予測式であって、周波数分析がちゃんとできている場合については、これを使うと、今回のものについては低めの予測になるということで指摘をさせていただいております。これはしっかりと改めていただく必要がある。これは社団法人日本建設機械化協会のハンドブックにも記載されておりますので、是非やっていただきたいということでございます。

それは追加でございますが、後、今の事業者の見解につきまして、意見を述べさせていただきます。

基本的には全面的に評価書に記載するという点以外は準備書どおりということでございますが、大体、ちょっとおかしいんですね。高速道路については、事業者説明で3mないし4mの防音壁をつけると言っているのに、高欄1mで予測するという、なぜそこに固執するのか、よく分かりませんね。要するに悪い言い方をすれば、そういうことを使うと、環境は悪くなるので、それを避けるというふうに思われてしまう。多分そうではないと思いますが、そういう意味では、なぜそういうものに固執するのか、もう新たなデータが出ているわけですから、それを使わないという、そういう姿勢は非常に問題だというふうに思います。

それ以外のものにつきましても、例えば手続きが終わっているから、環2のアセスの手続きが終わっているから、併合しないんだという、それはためにする議論であって、現実にはそこでまだ事業は実施されているということを考えれば、名古屋市の条例でも「やっていけない」というふうにはどこにも書いてないので、そういう意味では、前向きにきちん

とそれを受け止めて、事実から出発するという、出された資料だけを基にして、そこからだけではなくて、そこから進化した新しいデータをきちんと入手した上で、そこで予測するというのを是非やっていただきたい。後の点につきましては、「実施に当たっては、関係機関と連絡を取る」とか、非常に抽象的なんですね。関係機関とは一体どこなんだと。やってもやらなくても、不十分でも、チェックできないですよ。行政がこういう曖昧な、抽象的な表現で、頑張りますとか、努力しますとか、そういうことに終始しているから、やはり住民の方の行政に対する信頼が十分にいかないということになるというふうに思います。そういう意味では抽象的ではなくて、具体的にどこことどのような連絡を取って、何をきちんとチェックするのかということをやっていただきたい。

同じことが、先ほど言いましたように、高欄の問題でもそうですね。高欄の問題では事業者である愛知国道工事務所に確認すれば分かることなんです。それを以前に発表されたデータに基づいて、高欄1mで予測しましたと。それでまずいという発想がないというのが私には疑問ですね。最初に事業の必要性について説明されましたけれども、私も最初に言いましたように、この事業そのものがいけないとか、やめるべきだとか、やってはならないとか、そういうことを申しているつもりはございません。環境をよくするということを視点に考えれば、できるだけことはしていただきたい。なぜそれができないのか、ちょっと今日はがっかりして帰ります。以上です。

議長（渡部部長）

どうもありがとうございました。

補足意見の陳述も終わりましたので、本日の公聴会の議事は全て終了しました。

これをもちまして公聴会を終了させていただきます。

最後に事務局から公聴会の記録等についてお知らせいたします。

事務局（小出主幹）

本日の公聴会の記録につきましては、事務局において速やかに作成し、市役所等で閲覧できるようにするとともに、名古屋市公式ウェブサイトにも掲載する予定です。

また本日の記録を環境影響評価審査会に提出し、本日の対象事業に係る準備書の審査に役立てていきたいと存じます。

本日はありがとうございました。

（閉 会 午後 2時15分）



公聴会の様子